

海域における水生生物保全環境基準項目の測定について

現在、環境省は、備讃瀬戸と燧灘東部について水生生物保全環境基準の類型指定に向けた検討を行っており、平成 26 年夏頃に類型指定がなされる予定である。

平成 26 年 3 月末の時点では類型や環境基準点等が決定していないことから、海域の水生生物保全環境基準項目の測定については、平成 26 年度は個別に調査計画を定めて実施し、平成 27 年度から正式に水質測定計画に位置づける。

【参考】

1 水生生物保全環境基準について

水生生物保全環境基準は、生活環境上、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象とするという観点から設定されている。また、2 以上の類型が設定されているため、環境省又は県が、水域等の類型指定を行わなければ基準は適用されない。

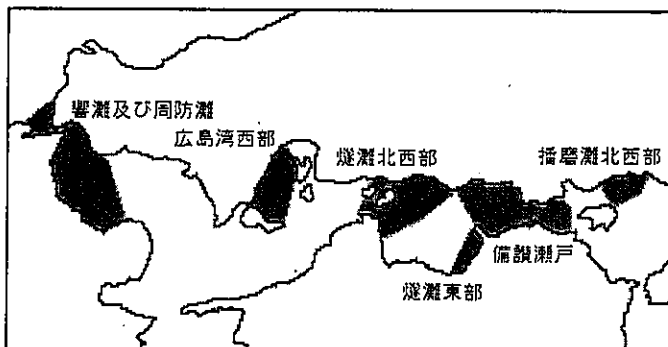
県内海域の類型指定は、備讃瀬戸、燧灘東部については環境省が、東讃海域については県が指定権限を持つ。

○海域の水生生物保全環境基準の概要

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

2 環境省が指定権限を持つ瀬戸内海に関する水生生物保全環境基準の類型指定の状況について

瀬戸内海で環境省が類型指定する水域は、大阪湾を除き 6 水域ある。このうち、播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部の 3 水域については平成 26 年度中に類型指定がなされ、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘については平成 26 年度から審議が開始される予定である。



平成 26 年夏頃類型指定

播磨灘北西部（兵庫、岡山）
備讃瀬戸（岡山、香川、広島）
燧灘東部（香川、愛媛）

平成 26 年度から審議開始

燧灘北西部（愛媛、広島）
広島湾西部（広島、山口）
響灘及び周防灘（山口、福岡、大分）